

練馬区立学校における携帯電話の学校への持ち込み等に関する方針

- 1 練馬区立学校では、原則、携帯電話の持ち込みを禁止する。ただし、家庭からの要望があり、やむを得ないと校長が判断した場合には、携帯電話の持ち込みを許可することができる。
- 2 学校は、学校の実情に応じて携帯電話の持ち込みに関するルールを作成する。
- 3 学校および家庭において、児童・生徒に対して携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導を適切に行う。
- 4 携帯電話を持ち込む場合には、同意書等を用いるなどして、学校と当該児童・生徒・保護者とで合意形成を行う。
- 5 学校における管理方法や紛失等のトラブルが発生した場合についての責任の所在等も同意書等を用いて明確にする。